

法務省からのお知らせ

2025年5月26日から改正戸籍法が施行されます。

戸籍にフリガナが記載されます

(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明	
本籍 氏名	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地 法務 太郎
氏の振り仮名	ホウム
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ

フリガナを記載します

フリガナの届出は
書面、マイナポータル
どちらからでも
OK

1年以内に届出がなければ
市区町村長が
フリガナを記載します

2025年5月26日以降

戸籍に記載する予定の **フリガナの通知** が届きます

令和7年5月〇〇日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は
必ず届出をしてください

令和8年5月25日までに振り仮名の届出がなかった場合は、以下の振り仮名を戸籍に記載いたします。(略)

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
氏	法務
振り仮名	ホウム

- ①

名	太郎
振り仮名	タロウ
- ②

名	花子
振り仮名	ハナコ
- ③

名	一郎
振り仮名	イチロウ
- ④

名	ゆり
振り仮名	ユリ

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ!

裏面もお読みください。

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。



戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→

